平成２６年（フ）第４５９号
広島県東広島市西条町田口2940―５　レジデンス田口201、住民票上の住所広島県世羅郡世羅町大字青山210番地
債務者　小川　哲美
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５６号
広島市中区富士見町４番28―1002号
債務者　瀬戸　康子（旧姓花田）
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６４号
広島市佐伯区坪井２丁目1119番地１　202号、申立時の住所広島市佐伯区三宅４―12―８　サンライズ三宅Ａ棟204号室
債務者　光永　和恵
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８０号
広島市安佐南区川内１丁目10番13―７―１号
債務者　吉田　郁美（旧姓奥平）
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９５号
広島市南区翠２丁目13番31―301号
債務者　神津　由香
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１４号
広島市佐伯区五日市６丁目３番29―４号
債務者　山下　乃子
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７７号
大分市今津留１丁目４番20号　シティハイツ池辺Ａ201
債務者　鷲谷　照伸
１　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５号
山梨県甲斐市万才183番地１
債務者　野田ゆりか
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
山梨県笛吹市一宮町田中877番地１　リバーサイド一宮19
債務者　玉置　　滋
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
山梨県中央市中楯1464番地13
債務者　深沢　朋子
１　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
山口県宇部市東琴芝１丁目４番７―201号日立建設東琴芝台社宅
債務者　村上　正幸
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第８４号
北海道苫小牧市元中野町２丁目16番20号　進藤アパート１階右
債務者　安藤　結加（旧姓中田）
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２６８号
新潟市中央区白山浦１丁目619番地、前住所新潟市江南区諏訪３丁目３番15号
債務者　長津　茂男
１　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９４号
三重県名張市緑が丘中355番地
債務者　巻堂　泰央
１　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１２０号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦5079番地39、前住所滋賀県近江八幡市安土町西老蘇230番地71
債務者　稗田　　誠
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１２１号
滋賀県蒲生郡日野町大字村井1255番地、前住所滋賀県甲賀市水口町名坂1014番地52
債務者　宇野亜里沙
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１２６号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川419番地　メゾン愛荘309号、前住所奈良県奈良市都祁こぶしが丘3535番地の75
債務者　山口　　忍
１　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部